

ハイヤー・タクシー業におけるその他の環境等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	13～14	当該乗務員は、出番日において、会社に帰庫し、営業車の洗車をしたあと、洗車場内にあるトイレに行こうと歩行していたところ、凍結路面に足を滑らせ転倒し、背部を強打して負傷した。	56～99	500
1	1～2	乗務終了後、会社車庫洗車場にて、営業車の洗車及び車内清掃をしている途中、洗車機のスプレーガンをもった状態で、場内床凍結部分に滑って転倒し、右胸部分を強打して負傷した。	66～49	30
1	1～2	給油するためスタンドに寄り、給油中に営業車を降りてトイレに行く際に路面が凍っており、足元が滑って転倒し、頭部を強打した。	55～299	100
1	11～12	無線配車のお客様お迎えの際、凍結路面のため滑って転びそうになり、右手ついたところ右手首を痛めた。	60～299	100
1	5～6	会社車庫内にて休憩室に戻る途中、路面の凍結により転倒した。	73～99	50
1	8～9	出社時、会社の駐車場に到着して、自家用車から降車直後に路面が凍結し足を滑らせ後方に転倒し、頭を打って出血し負傷した。	68～299	100
2	3～4	会社への帰庫前にガス燃料を充填しようと現場ガススタンド構内の所定の位置へ駐車し、降車後、所用を済ませた後再度乗車する為、運転席ドアを開けようとした	33～	50

		際、足を滑らせて転倒し後頭部を地面に打ちつけて負傷したものである。		99
3	1~2	会社の敷地内の駐車場でタクシーの乗務を終えて社屋に入ろうと歩いていたとき、凍った路面に足を滑らせ転倒し、頭部と腰を打った。	68	100 ~ 299
4	19~ 20	駅付近路上でお客様待ちで停車していたところ、前方から歩いて来た相手が訳のわからないことを言いながら被災者のタクシーに向かって何か物を投げつけ、運転席にいた被災者に近寄り、いきなり胸ぐらを掴み顔面を殴った。	66	100 ~ 299
11	3~4	夜間勤務を終了し、事務所から自家用駐車場に戻る途中で凍った路面で転倒し、右手首を痛めた。当日は様子を見ていたが腫れがひどく、翌日に整形外科に受診し、骨折が判明した。	65	300 ~ 499
12	13~14	当該乗務員は、出番日に於いて、勤務中、足が不自由で車いすを使用していたお客様を病院から自宅までお連れし、お客様の履物がスリッパであった為、親切心で玄関先までおんぶをした所、腰を痛めたもの。	62	300 ~ 499
12	6~7	営業終了後、車庫棟3階で洗車拭き上げ時、移動の際、床の凍結で滑り転倒し、肋骨を骨折した。	69	300 ~ 499
12	0~1	当日、夜間営業で、外国人男性客1名に乗車依頼を受けた。目的地に到着すると、9,900円の料金請求に応じてくれないので、防犯灯を遂行した。他のタクシー乗務員が近くの交番を教えてくれたので車を進めると、客車のドアを自分で開けたので危険回避のために車を止めた。停車と同時に運賃を支払わず逃走したので追いかけると、胸を一発、頬を二発殴られた。そのとき周りにいた5~6人が男を取り押さえ、駆け付けた警察官に引き渡した。その後、警察署にて調書を作成した後、病院にて検査を受けると、左胸部打撲、気胸の疑い、及び顔面打撲、口唇裂傷で全治3週間と診断された。	58	100 ~ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html

